

# 「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築」に関する省令等改正についてパブリックコメント募集開始

CISTEC 事務局

## はじめに

本年9月6日付で、経済産業省のより、標記の「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築」に関する省令等改正について、パブリックコメントの募集が開始された。

◎貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集について

[https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLAS\\_SNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=595124101](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLAS_SNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=595124101)

これは、2024年4月に公表された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会（以下「産構審小委」）の中間報告に盛り込まれた提言のうち、「技術管理のための官民対話スキームの構築」を具体化するものである。

そこでの問題意識は、「東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理を実現する必要がある。」との認識の下、「技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。」というものである。

官民での情報共有・対話等を強化することで制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める等の視

点で制度の検討を求めている。

パブコメ募集で提示された具体的スキームの概要は、技術のキャッチオール規制の強化の側面を有しているが、「重要管理対象技術」を定め、海外での工場建設などの一定類型の行為を通じてそれら技術が海外へ移転する前の計画段階で、居住者/非居住者に対して経済産業省に事前報告を義務付け、官民対話を通じて懸念の解消を図りつつ、その懸念が依然として残る等の場合には、インフォームを発するというものである。

以下、パブリックコメント募集で示された案に沿って見ていく（文責はCISTECにある）。

CISTECでは、関係委員会とともに、産構審小委提言の趣旨・内容と提示された改正省令・告示案を仔細に検討の上、10月4日付で意見を提出した（後掲記事参照）。

## 1. 事前報告について

事前報告は、外為法第55条の8に基づくもので、外為令第18条の8第1項で、「・・・報告を求める場合には、・・・経済産業省令で定める方法により、当該報告を求める方法により、当該報告を定める事項を指定するものとする。」とあるが、この経済産業省令は、貿易外省令のことであり、第10条第3項が改正され、「告示又は通知する方法により、当該報

告を求める事項を指定して徴するものとする。」とされる。(第4項も改正される。)

この「告示」(貿易外省令第10条第3項の規定に基づき、経済産業大臣が報告を求める告示)は新設されるものであるが、報告の対象となる行為類型や対象となる技術、報告の様式が規定される。

まず「告示」第二号から説明する。同告示は、「重要管理対象技術」が規定され、その概念と具体的対象技術が記載されている。概念としては、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術のうち、「当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが生じる技術」となっている。このロ、ニの規定では、括弧書きで、「(その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。)」と書かれており、この括弧書きの場合に対応するものが、「重要管理対象技術」の概念となる。

具体的な対象技術としては、「半導体関連」「電子部品関連」「繊維関連(炭素繊維等)」「電子顕微鏡関連」の分野から10の品目の設計、製造技術が規定されている。これらが選定された理由は「他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術」であり、しかも技術の被提供者の不適切な管理によって、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に利用されるおそれがあるものに対象が限定されている。ただ、状況の変化を踏まえ、今後適時追加・削除の見直しがなされるものと思われる(貨物の輸出には影響を及ぼさず、従来通りとなる)。

次に「告示」第一号では、「重要管理対象技術」を外国(ここでの外国とは、輸出令別表3の地域を除く地域である。)や外国の非居住者に提供する場合に、「報告」の対象となるいわゆる「行為類型」として、「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」と定めている。また、報告時期(=当該技術提供取引に係る契約を締結する前)、経済産業大臣あての報告書の様式(官民対話のきっかけとなる1枚程度の簡単な内容)を規定している。ただし、「製造」の範疇ではあっても、専ら検査、試験又は品質保証等の技術提供は、「報告」の対象から除外している(「使用」の範疇は、もともと具体的に列挙されてい

る技術では含まれていない)。

留意が必要なのは、報告時期が、「当該取引に係る契約を締結する前に、」とされていることである。通常の技術提供取引に関する許可申請は、契約後を想定しているが、今回の報告は、契約前の「事前報告」とされている。

## 2. 「報告」後の官民対話について

「報告」の提供先は、経済産業省の貿易経済安全保障局貿易管理部であるが、官民対話の実質的な「官」の主体は「所管原課」が想定されている。具体的には、同省の製造産業局、商務情報政策局のそれぞれの産業を所管する課である(「炭素繊維」であれば「製造産業局」の「素材産業課」が「所管原課」ということになる)。「所管原課」と「貿易管理部」が連携・協力して、技術移転を計画している「民」と対話を重ねながら、技術管理に関する懸念を検討することにし、原則30日以内に何らかの結論を出すことになる。懸念がなければそのまま「民」は計画を進めることになるし、技術流出の懸念が払拭できない場合、又は技術管理に条件を付することが適当な場合は、経済産業省はキャッチオール規制に基づくインフォームを発出することになる。

## 3. インフォームについて

インフォームについては、キャッチオール規制を定めた貿易外省令に戻ることになる。貿易外省令で改正される条項は第9条第2項第七号のイ、ロ、ハ、ニのうち、ロとニであり、イとハは改正されない。

イ(大量破壊兵器関連)とハ(通常兵器関連)は、技術の提供者が許可申請すべき客観要件に関するものであるが、これらは従来のものであり、提供者の管理が従来と変わるわけではない。

ロとニのインフォームに関して「(その技術を提供した後にその提供を受けた者がその技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。)」が追加されており、これが、前掲の告示第二号に規定されている「重要管理対象技術」の概念に対応するものとなっている。

産構審小委提言での問題意識である「移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定で

きないような軍事転用に繋がる懸念」がある場合をこのような表現で特掲し、官民対話のスキームの一環として、インフォーム発出もあり得るということを示したものと見える。

なお、貨物のキャッチオール規制の条項である輸出令第4条第1項第三号は改正されておらず、今般の改正は技術に焦点を絞ったものである。

## おわりに

これら一連の改正は、我が国から安全保障に影響を与え得る重要な技術が流出すれば、国際的及び我が国の平和と安全を脅かしかねないとの危機感に立ち、その流出防止を喫緊の課題としていること、そして、これらの政策を推進していくにあたり、「官民対話」と表現しているように、「民」とともに共通認識の形成を図り、官民が密接に連携して、我が国の技術管理を確実なものにしていこうという政府の強い姿勢があらためて反映されているものと考えられる。

行為類型は、合弁等の対外投資と重なるものであり、各企業内では、その所管部門と輸出管理部門とが、プロジェクトの初期段階から密接に連携しつつ、全社的に取り組む必要がある。対外投資プロジェクトに関与する法律事務所等とも、制度内容の理解を十分に共有することが重要となる。

【注】脱稿後、10月30日に、パブコメ結果とそれを踏まえての貿易外省令等の改正が公布された。

■パブコメ結果（CISTEC 関連は「27」の部分）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000281940>

■貿易外省令の一部改正

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/shourei/20241030\\_syourei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/20241030_syourei.pdf)

■告示（報告を求める事項関連）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/shourei/20241030\\_kokuji.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/20241030_kokuji.pdf)

別添

パブリックコメント募集時に示された概要資料  
「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築について」



# 技術管理強化のための 新たな官民対話スキームの構築について

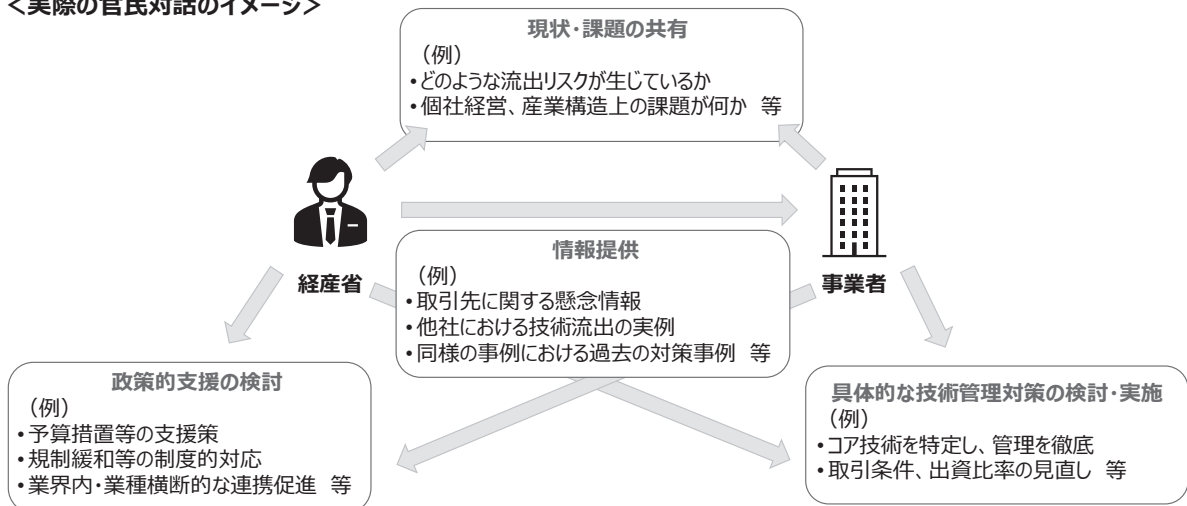
令和6年9月  
貿易経済安全保障局

1

## 官民対話の必要性・意義

- 安全保障環境が複雑化する中で、**企業単独による技術管理には限界**がある。例えば、経営状態が悪化し、技術移転が避けられない状況にある場合もあり、規制だけでは解決しないケースも存在。
- このため、官民が徹底的な対話を通じ、**直面する現状・課題を共有**した上で、**政策的支援を含む課題解決**に取り組む。また、企業には情報が不足している場合もあり、官からの**情報提供や助言**を積極的に行うことで、協力して有効な技術管理を実現していく。

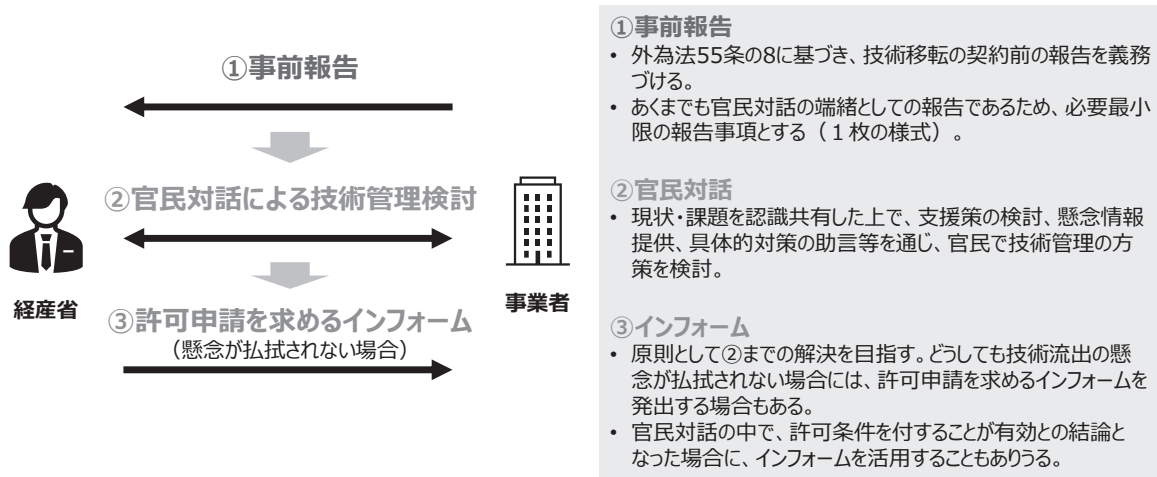
### ＜実際の官民対話のイメージ＞



2

## 外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の**時間的経過とともに**主体や用途が変化し、**当初想定できないような軍事転用**に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく**事前報告制度**を設け、これを端緒として**官民が確実に対話**する。
- **技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的**。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求める**インフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決**を目指す。



3

## 事前報告の対象となる取引

- あらゆる技術が管理強化の対象となりうるが、産業界の負担等も考慮し、事前報告の対象とする取引は、**技術の種類と取引の行為類型**の両面から、**厳にリスクの高いものに絞り込む**。
- 技術の種類については、**他国が獲得に関心**を持ち、我が国が**不可欠性や優位性を持つ技術**を対象とする。このような技術は、将来的な軍事転用への懸念があり、我が国企業が技術獲得先としてターゲットになるおそれがある。
- 取引の行為類型については、当面は、現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、**他国での製造、製品開発を可能とする技術移転**に限定する。

### 技術の種類

- 他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術
- 特定作業のため、政府自身も技術インテリジェンス能力の向上を図るほか、産業界の知見も活用する。



### 取引の行為類型

- 他国での製造や製品開発を可能とするような技術移転（※直接的な技術指導を伴わないライセンス供与は対象外とする。）
- 今後、実際に対応が発生したケースに応じた見直しを図る。

4



## 対象技術と今後のスケジュール

- **他国の関心や我が国の優位性**を踏まえ、制度開始時の対象技術として、以下の10技術を告示。
- ただし、これら以外にも対象技術の候補は存在。制度開始後も、産業界との調整や個別技術の調査・分析を進め、対象技術を**適時に追加していく**。

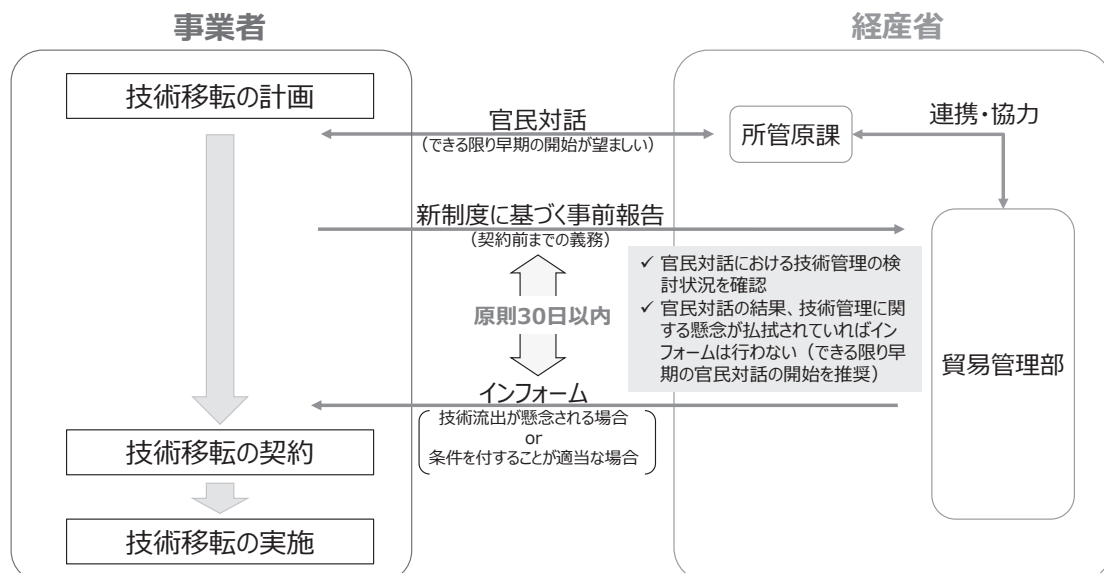
対象技術（以下の設計・製造技術）
①積層セラミックコンデンサ（MLCC）
②SAW及びBAWフィルタ
③電解銅箔
④誘電体フィルム
⑤チタン酸バリウム粉体
⑥炭素繊維
⑦炭化ケイ素繊維
⑧フォトレジスト
⑨非鉄金属ターゲット材
⑩走査型電子顕微鏡（SEM）及び透過型電子顕微鏡（TEM）

### \* 今後のスケジュール案

- 9月6日           パブリックコメントの開始（省令・告示、10月5日まで）
- 10月中旬頃       公布（2ヶ月の周知期間を置いて制度を施行）

### （参考）運用のイメージ

- 技術移転の**契約前の報告を義務付け**。  
（※報告漏れに対しては、外為法に基づき指導助言、改善命令を実施。これに従わない場合や悪質な場合は、罰則が適用される場合もある。）
- インフォームの発出は、所管原課と事業者の**官民対話における技術管理の検討状況を踏まえ、事前報告から原則30日以内に判断**。
- 円滑に計画を進めるためにも、**所管原課に早期に相談し、官民対話を開始することを推奨**。



(参考) 産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化した。安全保障上の関心事としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むこと**が求められる。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むこと**が求められる。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理**は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、**実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)~(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引は合理化を追求。
- 同盟国・同志国との重層的な連携を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- 官民での情報共有・対話を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1) 補完的輸出規制の見直し	(2) 技術管理強化のための官民対話スキームの構築	(3) 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携	(4) 安全保障上の懸念等に応じた制度・運用の合理化・重点化
<p>※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。</li> </ul> <p>① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般国(グループA国以外)向けであっても、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に適切に管理。</li> <li>この際、懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供。</li> </ul> <p>② グループA国経由での迂回対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補完的輸出規制の対象外のグループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達懸念がある場合、インフォーム。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、<b>多様な経路に応じた対策が必要</b>。(技術は一度流出すると管理困難。)</li> <li>外為法の技術移転管理に関し、<b>官民対話を通じた新たな技術管理スキーム</b>を導入。</li> <li>技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、政府に事前報告。 ※今回の措置は、貨物は対象外。</li> <li>適切な技術管理に向け、政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施。 ※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。</li> <li>取引時点のみならず、<b>時間的経過に伴う転用可能な軍事用途を考慮</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。</li> <li>各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。<b>国際連携による制度・運用の協調</b>を企図。</li> <li>国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理を行う。</li> <li>懸念度と緊急度に応じた、技術保有国による連携も有効。</li> <li>国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る運用面での協調を行う。</li> <li>国際輸出管理レジームの非参加国との連携を強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ムリハリの運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ</b>等の観点から、以下の分野で合理化。</li> </ul> <p>① 半導体製造に用いられる一部の部分品(任力計やクロスフロー過装置)を特別一般包括許可の対象に。</p> <p>② インド・ASEAN向け工作機械を、一定の要件の下(移設検知機器の搭載等)で、特別一般包括許可の対象に。</p> <p>③ 同志国軍による防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等に関する許可申請手続を簡素化。</p> <p>④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、<b>立入検査を重点化</b>。</p>
(5) 国内外の関係者に対する一層の透明性の確保		(6) インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用	

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の重要性、法体系の複雑性の解消**(「わかりやすさ」の追求)を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。